

復興に向けた県内の動き

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は日本の観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録し、この地震により発生した大津波は東北地方沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。そして、岩手県においてもこの津波被害により多くの尊い命が犠牲となった。

また、県内の産業界においては、水産業をはじめ、製造業・商業・観光業など多くの分野で甚大な損害が発生し、4 月 10 日時点での県のまとめによると、その被害額は農林水産分野で 4,100 億円超、商工業分野で 1,600 億円超と推定されている。

沿岸部の経済復興に向けては三陸漁業の復興が鍵となるが、今回の津波で多くの漁船が被災し、漁港施設や市場なども流失・損壊などの大きな被害を受けた。漁船を修理する東北 3 県の造船所も震災から約 2 ヶ月壊滅状態であったが、今月に入り釜石造船所が業務を再開したという明るいニュースが伝えられるなど、復興に向けた足音が一歩ずつ聞こえ始めている。

また、同様に壊滅的な被害を受けた水産加工業においても再建が急務となっているが、施設用地の確保や、既往の借入金と重なる再建資金の調達（いわゆる二重ローン）など多くの問題を抱えている。1 社単独ではこのような問題に対処するのは困難であるが、今後、目的を同じくする事業者が複数集まり、施設の共同設置・共同利用などの経営合理化を通じて、事業再開を図る場面も増えることが想定されることから、本会としてもこのような取り組みを積極的に支援していきたい。

一方、商業分野では、津波で店舗を失った事業者による仮設商店街の設立が広がっている。今回の津波で壊滅的な被害を受けた宮古市田老地区では、仮設住宅を建設中の「グリーンピア三陸みやこ」敷地内に、県から提供を受けた大型テント 2 張りからなる仮設商店街が設置された。今後、事業協同組合を設立し、段階的に規模の拡大を予定していることから、本会も全面的にサポートしていく所存である。また、津波や火災で町内の小売店・飲食店の約 9 割が被災した山田町でも同様の動きがあり、沿岸部の商業復興の足がかりとして期待を集めている。

観光産業に関しては、先日、世界遺産への登録に大きな影響力を持つ「イコモス（国際記念物遺跡会議）」が、「平泉の文化遺産」について最高ランクの評価を与えたことから、「平泉」の世界遺産入りがほぼ確実であると伝えられた。国際的に高い評価を得た「平泉の文化遺産」については、Twitter のトレンドで逸早く取り上げられるなど既に多くの人々の関心を集めており、全国的に自粛ムードが漂い、長期的な低迷が懸念されていた観光業界の大きな希望の光となっている。



東北復興のシンボルへと期待が寄せられる「平泉」の世界遺産登録

（写真は浄土庭園が造られた毛越寺の本堂）

商工 6 団体による復興に向けた合同記者会見

本会は、4月5日、岩手県庁内記者クラブにおいて、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手経済同友会、岩手県経営者協会、岩手県商店街振興組合連合会と共同で、東日本大震災からの復興に向けての決意と12項目の提言を発表した。

また、これらの決意表明・提言については、菅直人内閣総理大臣をはじめとする国務大臣、本県選出の国会議員、県議会議員ほか73名に提出し、今後の復興プランの策定や予算措置に反映することを要望した。



合同記者会見の様子

東日本大震災からの復興に向けての決意

3月11日14時46分。三陸沖を震源とする国内観測史上最大を記録した地震とその後発生した巨大津波は、本県三陸沿岸地域のみならず、東日本の太平洋沿岸地域の人々の多くの命、生活、社会、そして経済基盤を激しく破壊しました。

亡くなった方々には深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

今般の大震災を受け、国、県、市町村、関係企業等においては電気、ガス、水道、通信等の生活基盤の復旧、被災者への生活支援、仮設住宅の建設など、復興に向けて懸命の努力が行われております。加えて全国各地の方々、関係機関団体、ボランティア等の方々には、被災者への生活支援活動が日夜行われ、被災者の明日への活力の糧となっております。

さらに世界中の人々からお見舞いと暖かい励ましの声がマスメディアやTwitter（ツイッター）などを通じて大量に寄せられ、同時に、世界各地で支援活動が行われております。また、多くの国から救助隊が派遣され救助活動を行っております。このような世界中の方々に対し県民の一人として心から厚く御礼を申し上げます。

私たちは多くの仲間とともに、世界中の人々との連帯を強く感じながら、被災者の心情に寄り添って岩手の復興に全力で取り組んでまいります。

同時に宮城県、福島県などの同志と連携し、東北の復興、日本の復興の礎になる決意であります。

本県は、過去、幾度も大災害に見舞われています。先人はその都度あらゆる難題を克服し苦難を乗り越え復興してきました。

この度の想像を絶する大災害にあたって、県民の皆様をはじめ、各界、各層の英知を結集することにより、必ずや復旧・復興できるものと確信しております。

今回、壊滅的な被害を受けた三陸沿岸地域は、世界でも有数の漁場からとれる豊かな海産物を全国に供給してきましたし、或いは風光明媚な観光地として有名でありました。また、個性ある中小企業が貴重な商品やサービスを提供しておりました。

水産業の再興を図り、中小企業の復興を図り、観光や生産を開始し、地域の雇用を確保し、住民の安定した日常生活を早期に取り戻して行くためには、国や県を始め各界各層からの強力な支援がぜひ必要であります。

こうした状況にあたり、本県商工6団体は、一致団結し、罹災した中小企業者等の方々に対し経

営再建、金融円滑化、雇用安定化、物資流通の円滑化などあらゆる経済活動の復興に向け、組織の総力をあげて、被災地の産業振興に全力で取り組むことをここに決意しておりますので、発表させていただきます。

また、国、県、市町村、関係機関等多くの関係者には、復興に向けての、私たちの基本的な考えを別紙のとおりまとめましたので、是非ご検討いただきたいと思います。

復旧・復興に向けての基本的考えと提言

- ① 国、県、市町村には、必要十分な仮設住宅を早期に建設していただきたいこと。
- ② 電気、上下水道、電話、ガス等のライフラインの早期復旧に引き続き全力対応をお願いしたいこと。東北の高速道路の全面無料化等、物流の円滑化を推進していただきたいこと。
- ③ 被災地において日常生活必需品が入手できるよう関係者には早期に流通販売の対応を図っていただきたいこと。
- ④ 復旧・復興のプラン（以下「復興プラン」と表記）策定にあたっては、地域住民の意向を十分に踏まえるとともに目標実現の工程表を策定いただきたいこと。
- ⑤ 復興プランの策定にあたっては、将来、今回と同様の震災が襲ってきても、人命はもとより地域経済活動が損なわれることの無い、災害に強いまちづくりを基本目標とすること。その際、市街地は高台に移転すること等を検討いただきたいこと。
- ⑥ 復興プランにおいては、被災者が未来に明るい希望を描けるよう、新しい市街地は統一的デザインをもって、美しい三陸の自然景観とマッチしたまちづくりを志向し、交流人口が増大するよう、歩いて楽しい町並みの形成に配慮いただきたいこと。
- ⑦ 新しい街づくりに必要な土地の買い上げは、その財源を全額国費対応としていただきたいこと。
- ⑧ 復興のための資金需要には十分な公的資金を確保し、一層の金融円滑化を図っていただきたいこと。
- ⑨ 被災した商店や工場等の中小企業が早期に事業を再開することは、地域経済の復興を先導し、雇用を確保し、民心の安定に繋がるなど多大の波及効果が期待できることから、国においては大胆な助成支援を行っていただきたいこと。
- ⑩ 豊かな漁場を控えた三陸の水産業の再興は、地域経済の要であるので、漁船の確保や港湾の整備等に国は万全の早期対応を図られたいこと。
- ⑪ 復旧・復興を図っていく上で必要な原材料、資材、商品、サービス及び工事等は、働く場を広げ雇用を確保し地域住民の生活の安定を早期に図るため、県内企業・団体等に優先発注を行っていただきたいこと。
- ⑫ 全国で大震災の被災者を思いやっでの買い控えや観光のキャンセル、様々な行事の中止などの『自粛』が見受けられますが、過度の自粛は経済を縮小させて、被災地の復興に支障を生じさせかねないので全国の皆様にはご配慮を賜りたいこと。

以上

震災対応移動中央会を開催

本会では、東日本大震災の発生により大きな被害を受けた沿岸地区の中小企業組合の情報収集を行うとともに、組合経営の相談、国・県等の中小企業復旧施策の普及等を行い、組合・組合員企業の早期の復興に資するため、震災対応移動中央会を開催した。

開催地は、宮古市（山田町含）、釜石市（大槌町含）、大船渡市（陸前高田市含）の3市。4月13日（水）の釜石会場を皮切りに、4月28日（木）まで延べ9日間（3地区×3回）実施。本会職員4名が出席、この他、(株)商工組合中央金庫盛岡支店及び(株)日本政策金融公庫盛岡支店からそれぞれ担当者の派遣を受け、金融相談に対応した。

相談会には、延べ22組合等から44名が出席、地震・津波により事業基盤や拠点を消失、今後どう対応すべきかといった相談や、事業再建に向けた金融相談、復興関連の補助事業制度の活用、決算・税務対応、国・県の中小企業向け施策の周知、被災中小企業が直面している喫緊の課題に必要な対応等について適宜助言を行った。

また相談会開催に併せて、被災者向け支援物資の提供を通じた地域貢献活動を展開。岡山県中央会及びその傘下会員からの厚意により寄せられた支援物資の提供を行った。

なお、同移動中央会事業は、来年3月まで継続して実施する（開催日程等は下記のとおり）。



宮古市末広町(商振)の佐香理事長を通じ支援物資の提供



岡山県中央会からたくさんの支援物資を頂戴した
(写真は移動中央会開催1回分)



< 5月の移動中央会 >

釜石・大槌地区

5月16日（月）12:30～16:30

- ① 釜石会場 釜石地区合同庁舎 4階大会議室
- ② 大槌会場 大槌町役場中央公民館 談話室

大船渡・陸前高田地区

5月18日（水）12:30～16:30

- ① 大船渡会場 サンリア 2階会議室
- ② 陸前高田会場 陸前高田商工会仮事務所会議室

全国の組合が被災地を支援

東日本大震災で甚大な被害を受けた被災地に対して、全国の組合組織もその専門性と幅広いネットワークを活かし、災害復旧のための支援の輪を広げている。本稿ではその一例をご紹介します。

1. 堺自転車製造卸協同組合

ガソリン不足で被災者が移動に苦労していることを聞き及んだ当組合では、がれきが残る被災地での道路でも走れるように特殊加工を施したタイヤの「パンクしない自転車」を 300 台用意し、被災地に提供した。

2. 全日本葬祭業協同組合連合会

被災地県と締結している災害復旧協定に基づき、遺体の搬送等を実施。全国の葬祭業者からまとめた必要物資（棺、骨壺、袋）を被災地に集中的に提供。また、組合員から希望者を募り、ボランティアを派遣している。

3. 全国環境整備事業協同組合連合会

尿尿処理業者でつくる当連合会は、東日本大震災で避難所などに設置された仮設トイレの尿尿処理のため、バキューム車 230 台とボランティア作業員 447 名を現地に派遣。青森、岩手、宮城、福島、茨城の 5 県で活動を行った。

4. 全国卸商業団地協同組合連合会

卸業者等で組織する当連合会は、倉庫や工業用地などを被災地での救援物資輸送や仮設住宅用に提供。全国から多くの支援物資が寄せられており、荷捌きや配送の物流基地が必要になっていることに対応。組合に加入する事業者が、物流センターや卸センター、倉庫、トラック等を所有しており、救援物資の物流拠点や被災者の避難施設として活用。

5. 静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合

同組合は、東日本大震災による被災者受け入れの可否を調査し、362 施設 2,500 部屋程度で約 1 万 2 千人の被災者を受け入れ体制を整えた。4 月末までの間、被災者に無料で宿泊施設を提供。

6. 兵庫県鞆工業組合・灘五郷酒造組合・

兵庫県釣針協同組合

兵庫県鞆工業組合は、リュックサックとウエストポーチ計 3,200 個を提供。灘五郷酒造組合は、タンクローリーを活用して水の搬送を行う。また、兵庫県釣針協同組合は、被害が大きかった沿岸部の漁業者に対する支援を行う。

7. 協同組合全日本通訳案内士連盟

同組合は、海外救助隊や外国人に対する通訳業務にボランティアで協力するため、海外から派遣された救助隊や医療従事者の業務の支援のほか、全国の空港や観光案内所、メディアセンターなどでの情報提供に関し、ボランティアで通訳ガイドを派遣。日本政府観光局（JNTO）の外国人旅行者向け案内所ツーリスト・インフォメーション・センターの業務などを支援。

震災関連中小企業施策について

1. 高度化事業の災害復旧貸付（中小企業基盤整備機構・岩手県）

高度化融資制度

高度化事業（高度化融資制度）とは、組合などが行う集団化・共同化・協業化などの政策性の高い事業に対して、資金及びアドバイスの両面から中小機構と都道府県が一体となって支援する制度。

（１）災害復旧貸付とは

災害復旧貸付とは、これまで高度化貸付により整備した施設が震災による被害を受け、その復旧・整備を行う場合や、震災を受けて新たに施設の集約化等の高度化事業を行う場合に、中小機構と県が協調して、無利子で貸付を行う制度。

（２）貸付条件

金 利	無利子
返済期間	返済２０年以内、据置５年以内
自己資金	貸付対象経費の１％又は１０万円のいずれか低い額の自己資金が必要
貸付対象	施設・設備の復旧・整備に要する経費

※ 今後、事業実施の準備のできた段階で募集や申請受付が行われる。

問い合わせ先：岩手県商工労働観光部経営支援課 TEL：019-629-5541

2. 事業協同組合等の共同施設復旧補助（中小企業庁・岩手県）

制度概要

事業協同組合等の組合の共同施設・設備の復旧に対して補助する制度。

（１）対象者

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会

（２）補助対象施設

事業協同組合等の共同施設（倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場。附帯設備も含む。）

（３）要 件

以下のすべてを満たす施設の復旧に要する経費

- 復旧経費が３０万円以上の施設
- 被害共同施設の復旧経費の平均（その市町村の区域内にある対象施設の復旧経費の総額を当該事業協同組合等の数で除した額）が１５０万円以上の市町村の区域内にある施設
- 利用構成員一人当たりの復旧経費が１０万円以上、又は、被災区域内に事業所を有し、かつ事業所又は事業用資産について全壊・流失・半壊・床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた利用構成員数が３割超の事業協同組合等の施設

（４）補助率 国１／２、県１／４以上

※ 今後、事業実施の準備のできた段階で募集や申請受付が行われる。

問い合わせ先：岩手県商工労働観光部経営支援課 TEL：019-629-5541

2. 小規模企業共済、倒産防止共済による支援（中小企業基盤整備機構）

小規模企業共済制度、倒産防止共済制度においては、災害によって被害を受けた契約者に対して、共済掛金の納付や貸付金の返済支払の猶予等の措置を既に実施しているが、それに加えて、契約者の緊急の資金繰りを支援するため、以下の制度が追加された。

（1）小規模企業共済（小規模企業共済にご加入されている方）

- ① 災害時貸付：災害によって直接・間接に被害を受けた契約者に対する貸付制度。
- ② 緊急経営安定貸付：資材等の流通難、風評被害等の影響によって1月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる契約者に対する貸付制度。

- 貸付金利 ①②とも 0.9%（①の直接被害に限り、無利子）
- 貸付限度額 ①2,000万円、②1,000万円
- 貸付期間 ①500万円以下は4年、505万円以上は6年、
②500万円以下は3年、505万円以上は5年
- 据置期間 ①のみ12ヶ月

※ いずれの貸付制度とも、担保・保証人は不要。

問い合わせ先：中小企業基盤整備機構 TEL：050-5541-7171（共済制度に関する相談窓口）

（2）倒産防止共済（中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）にご加入されている方）

- ① 共済金貸付：取引先企業が倒産（※）した場合に、積み立てた掛金総額の10倍を限度として、無担保・無保証人で行う貸付制度。

（※）新たに「受け取った手形の不渡り処分が猶予された場合」「取引先（債務者）が死亡又は行方不明等となり、債務者自らでは債務整理手続を行うことが困難な場合」を共済事由に追加。

- ② 一時貸付金：臨時の事業資金が必要な契約者に対する貸付制度。

- 貸付金利 0.9%
- 貸付限度額 解約手当金額の範囲内
- 貸付期間 1年 ※担保・保証人は不要。

問い合わせ先：中小企業基盤整備機構 TEL：050-5541-7171（共済制度に関する相談窓口）

3. 雇用調整助成金・失業給付による支援（岩手労働局・ハローワーク）

（1）雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）

東日本大震災の影響（※1）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等をした場合、休業手当等の負担相当額の2／3（中小企業の場合は4／5）が助成される（※2）

（※1）事業所倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響によるもの、避難勧告や避難指示など法令上の制限を理由とするものは対象外とする。このような事情による休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、労働者が実際に離職していなくても失業手当が支給される。

（※2）1人1日当たり7,505円が上限。

【主な支給要件】

- 〔1〕雇用保険の適用事業主であること
- 〔2〕生産量又は売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヵ月間の月平均値がその直前又は前年同月に比べ5%以上減少していること(※)

(※1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、以下の特例を適用する。

- ① 最近3ヵ月としている生産量等の確認期間を最近1ヵ月に短縮
- ② 震災後1ヵ月の生産量、売上高等がその直前の1ヵ月又は前年同期と比べ5%減少する見込みの事業所も対象（平成23年6月16日まで）
- ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に（平成23年6月16日まで）
- ④ これまでの支給日数にかかわらず、特例対象期間（1年間）中に開始した休業については、最大300日間助成金の対象とする。
- ⑤ 被保険者期間6か月未満の人も助成金の対象とする暫定措置の延長

(※2) 以下の事業主についても上記①、②、④及び⑤の特例を適用

(※1)の特例の対象地域に所在する事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主

問い合わせ先：岩手労働局（Tel：(代)019-604-3001）または最寄りのハローワーク

（2）雇用保険失業給付

震災による事業所の損壊などにより、事業所が休止になり休業を余儀なくされた場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者は、離職していなくても、失業給付を受けることができる。

（基本手当の支給を受けることができる日数）

受給資格に係る離職の日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定され、90日～330日(※)の間でそれぞれ決められる。

(※) 給付日数については、現行の個別延長給付（原則60日分）に加え、災害救助法の適用地域等の事業所に雇用されていた方については、更に延長する特例措置を実施。

（支給額）

基本手当の日額は、原則として離職した日の直前の6か月に毎月きまって支払われた賃金（賞与等は除く）の合計を180で割って算出した金額のおよそ50～80%（60歳～64歳については45～80%）となっており、賃金の低い方ほど高い率となっている。

基本手当の日額は年齢区分ごとにその上限額が定められており、現在は次のとおりとなっている。

30歳未満	6,145円	30歳以上45歳未満	6,825円
45歳以上60歳未満	7,505円	60歳以上65歳未満	6,543円

問い合わせ先：岩手労働局（Tel：(代)019-604-3001）または最寄りのハローワーク

4. 東日本大震災復興特別貸付（日本政策金融公庫・商工中金）

【※平成 23 年 5 月 16 日（月）から相談受付開始、貸付の実行は 5 月 23 日（月）から】

（1）制度概要

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等を対象とした新たな長期・低利の融資制度。
特に事業者が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、
県の財団法人等を通じた利子補給制度（実質無利子化）も創設。

① 対象者

● 直接被害者 地震・津波等により直接被害を受けた方

→ 市区町村等の罹災証明が必要。（写しで可、事後提出可）

● 間接被害者 直接被害者（大企業可）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方

→ 直接被害者（取引先）の罹災証明（写しで可、事後提出可）又は被害証明書が必要。
（被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項（取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等）を記載の上、申込み先に提出すること。）
→ 具体的な要件は、直接被害者との取引依存度が 2 割以上の中小企業者等で、i）借入申込後 3 ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 15%以上減少すると見込まれる、又は ii）借入申込直前 2 ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 10%以上減少した方。

● その他の方 その他、震災の影響により、業況が悪化している方

② 貸付限度額

日本公庫（中小事業）・商工中金 7. 2 億円、日本公庫（国民事業） 4, 8 0 0 万円

※ 直接被害者及び間接被害者は、更に「別枠」での利用が可能。（次ページ参照）

③ 貸付期間・据置期間

設備資金 1 5 年以内 運転資金 8 年以内 （据置期間：最大 3 年）

④ 貸付利率

日本公庫 中小事業 1. 7 5 %、国民事業 2. 2 5 %、商工中金 1. 7 5 %

※ 貸付期間 5 年以内の基準利率（平成 23 年 4 月末現在）。

※ 利率は、担保、財務状況、返済期間等により変動。

上記貸付利率から、売上等が減少している場合は▲ 0. 3 %、雇用の維持・拡大を図る場合は▲ 0. 2 %の金利減免措置を利用することが可能（最大▲ 0. 5 %）。

(2) 直接被害者・間接被害者に対しては、更に「別枠」を用意。

※ 別枠部分からのご利用も可能。

①「別枠」部分の貸付限度額

前頁の枠に加え、以下の「別枠」でのご利用が可能。

日本公庫（中小事業）・商工中金 3億円、日本公庫（国民事業） 6千万円

②「別枠」部分の貸付期間・据置期間**i) 直接被害者の「別枠」部分**

設備資金 20年以内、運転資金 15年以内（据置期間：最大5年）

ii) 間接被害者の「別枠」部分

設備、運転ともに15年以内（据置期間：最大3年）

③「別枠」部分の貸付利率

日本公庫 中小事業 1.75%、国民事業 2.25%、商工中金 1.75%

※ 貸付期間5年以内の基準利率（平成23年4月末現在）。利率は返済期間等の事情により変動。

i) 直接被害者の「別枠」部分

◇ 上記貸付利率から **▲1.4%**引き下げられた金利を適用。

貸付後3年間、1億円を上限（国民事業は3千万円）。

（貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は **▲0.5%**を適用。）

◇ 事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。

ii) 間接被害者の「別枠」部分

◇ 上記貸付利率から **▲0.9%**の金利引き下げに加え、

① 売上等が減少している場合は▲0.3%

② 雇用の維持・拡大を図る場合は▲0.2%（合計で最大**▲1.4%**）

貸付後3年間、3千万円を上限。

（貸付後4年目以降又は上限額を上回る部分は最大**▲0.5%**を適用。）

※ 上記の金利引き下げ措置について、平成23年3月14日以降に日本公庫等から災害復旧貸付により貸付を受けている部分は、貸付当初に遡って適用される。

問い合わせ先：日本政策金融公庫 Tel：平日 0120-154-505

土日祝日 0120-327-790（中小企業事業）

土日祝日 0120-220-353（国民生活事業）

商工組合中央金庫 Tel：平日 0120-079-366

土日祝日 0120-542-711

※ 受付は、平日 9:00～19:00 土日祝日 9:00～17:00

中小企業者に対する税制面での主な特例措置

1. 国税の申告・納付等の期限の延長

以下の地域に納税地を有する方については、平成 23 年 5 月現在、平成 23 年 3 月 11 日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について延長される。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

2. 地方税の申告・納付等の期限の延長、減免措置

地方税についても、申告・納付等の期限の延長及び減免措置について、総務省より通知が発出されている。

3. 被災事業用資産の損失の特例（所得税、個人住民税、個人事業税）

平成 22 年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入が可能となるとともに、被災事業用資産による純損失について 5 年間（現行 3 年間）の繰越が可能です。また、青色申告者については、平成 22 年度分所得で純損失が生じた場合には、平成 21 年分所得への繰戻し還付が認められる。

4. 震災損失の繰戻しによる還付（法人税）

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうちに震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額について 2 年間まで遡って繰戻し還付が可能。

5. 被災代替資産等の特別償却（所得税、法人税、事業税、住民税）

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、①被災した資産（建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両）の代替として取得する資産、②被災区域内において取得する資産（建物、構築物、機械装置）について特別償却が可能。

※ 償却率は、平成 26 年 3 月 31 日依然に取得した場合、建物・構築物について 15%（中小企業者は 18%）、機械装置・船舶・航空機・車両について 30%（中小企業者は 36%）、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得した場合、これらの 2/3 の率になる。

6. 大震災関連寄付に係る寄附金控除の拡充、寄附金の指定（所得税、法人税）

大震災関連寄付について、所得税の寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の 80%（現行 40%）に拡大。また、震災により滅失・損壊した公益用建物等の原状回復のために公益法人等が募集する寄附金は、財務大臣の指定を受けることにより、税制上の優遇措置の対象となる。

7. 指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等（相続税、贈与税）

大震災前に取得した財産に係る相続税・贈与税で震災後に申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価格を大震災後を基準とした評価額とすると共に、その申告期限を延長することができる。

8. 買換え車両に係る課税の免除（自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税）

被災者が買換え車両を取得した場合、自動車重量税、自動車取得税を免除するとともに、平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の自動車税、軽自動車税を免除。

9. 土地及び家屋に対する平成 23 年度分の課税免除（固定資産税・都市計画税）

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成 23 年度分の課税を免除。

問い合わせ先：国税については最寄りの税務署、地方税については最寄りの振興局・市町村へ

『ものづくり中小企業製品開発等支援事業』の取組事例紹介

本会では、平成 21 年度から 22 年度に亘り、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（全国中央会補助）を活用した県内ものづくり中小企業の試作開発等への取組を支援した。その取組成果等について紹介する。

【株式会社東北タチバナ】（花巻市棚ノ目第六地割 114 番地 1）

～ 薄肉対応分離カセット型成形金型による改ざん防止機能付き

ローコスト食品容器（Safety Eco Light）の開発 ～



【改ざん防止機能付きローコスト食品容器（Safety Eco Light）】

食品用容器の材料として、ポリプロピレン（PP）が広く利用されているが、石油を原料とする合成樹脂であり、地球環境負荷低減、資源保護等を背景に、使用量の削減が課題となっている。また、市場競争力の強化を図るためにも成形金型精度の向上を図り、薄肉化への取り組みが必要となっていた。

食品容器は、安全性の観点から消費者が開封するまで開封が無いことを証明できる改ざん防止機能を有する機構が求められ、複雑形状に対応する高度成形技術を必要とする製品となっている。

本補助事業では、肉厚を 0.5mm～0.6mm に薄肉化すると同時に肉厚バラツキを 50 ミクロン以内に均一化するための金型開発、最適成形条件の割り出しとその成形技術の高度化に取り組んだ。開発する金型には、製品成形部だけを交換可能なカセットシステムを採用。東北タチバナ社が有するプラスチック成形メーカーとしての経験・ノウハウ、容器接合方法には、一度フタをすると高い密閉度が得られ、かつ、本体と外れにくい、という連携先企業と共同開発した特許技術を活用。試作開発の結果、材料使用量として、41%の削減効果を達成。密閉信頼性においても良好な試験結果となった。材料使用量削減による環境負荷低減、高度成形技術を背景に、既存食品分野のみならず、新規食品関連分野への進出も視野に販売展開を図る。

食品容器『Safety Eco Light』に関するお問い合わせは、(株)東北タチバナ（TEL：0198-24-6356 FAX：0198-22-2325 <http://www.ttpg.co.jp>）まで。

～岩手県商工振興協同組合からのお知らせ～

ETCコーポレートカードの大口・多頻度割引制度について～

岩手県商工振興協同組合（中央会と同所）では、組合事業として、ETCコーポレートカードの大口・多頻度割引制度を活用した共同精算事業を実施しております。

この大口・多頻度割引制度は、高速道路株式会社の交付する『ETCコーポレートカード』をご利用いただくことを前提とする高速道路等の通行料金の割引制度で、料金は 1 ヶ月分をまとめて翌月末までに支払うことができ、利用額に応じた割引を受けることができます。この制度の活用によって、大幅な経費節減が出来るというメリットがありますので



ETCコーポレートカードの見本例

是非ご活用下さい。なお、当組合の共同精算事業のご利用に当たってはまず当組合に加入していただき、規約に定められているカード 1 枚当たりの最低利用限度額（1 枚あたりの月額利用料が 3 万円を上回る）をクリアしていただく必要がありますのでご留意下さい。詳細については、当組合（TEL:019-625-1454）までお問い合わせ下さい。

～ 会 員 情 報 ～

東日本大震災からの復旧・復興のため、県内の会員組合も積極的な支援活動を展開している。ほんの一部ではあるが、本稿ではその一例を紹介する。

被災地の移動手段確保のため自転車を提供 岩手県自転車二輪車商業協同組合 （安部一夫 理事長）	被災した児童の学習環境の整備を支援 岩手県書店商業組合 （玉山哲 理事長）
組合では、盛岡市から提供を受けた放置自転車を点検修理し被災地に届けた。また、メーカーから提供を受けた自転車 230 台を被災地の高校 13 校に提供。加えて、被災者の移動手段として活躍する自転車の出張整備点検を行った。	組合では、出版社 5 社と共同で被災した児童生徒に義援金や学習図書の提供を行う「かんばろう岩手！負けるな岩手のこどもたち！！」運動を展開。各書店での学習辞書の売上の一部と義援金を教育機関に寄付し、被災した児童生徒の学習環境の整備を支援した。
床の冷たい避難所生活のために畳を提供 岩手県畳工業組合・岩手県畳企業組合 （村山義光 理事長）・（吉田茂利 理事長）	被災地応援のメッセージフラッグ 盛岡大通商店街協同組合 （吉田莞爾 理事長）
両組合では、避難所が冷たい板の間になっていることが多いことから、避難生活者の寒さを緩和するため、古畳 1,384 枚、上敷 30 畳、PP 上敷 10 本を津波被害の大きかった大槌町、山田町の避難所に提供。加えて、床上浸水した家屋のための畳替用資材を被災地に重点的に供給した。	組合では、商店街アーケードに被災者応援のメッセージを込めたつり下げフラッグを飾った。白地に「想いはひとつ 希望を胸にがんばろう！」「がんばろう岩手！がんばろう東日本！」と印刷されたフラッグとともに、昨年より早くこいのぼりを掲揚し、被災した子供たちの健やかな成長に願いを込めた。
被災者のために食事・風呂を提供 企業組合夢咲き茶屋 （昆裕子 理事長）	売上の一部と大量の支援物資を提供 協同組合江釣子ショッピングセンター （高橋祥元 理事長）
組合では、社会福祉協議会や地域の NPO 等と連携し、避難所で不便な生活を強いられている被災者のために、暖かい食事や風呂を提供した。	組合では、セール期間中の売上の 2%を義援金として寄付するとともに、組合員とメーカーの協力により、500 万円相当の子供服をはじめ、靴 100 足・子供靴 200 足、靴下 900 足、婦人用下着など大量の支援物資を被災地に提供した。
被災した組合員に支援物資を提供 岩手県電気工事業工業組合 （平野喜嗣 理事長）	トラック 13 台分の支援物資を提供 岩手県ハイ・タク交通共済協同組合 （小野幸宣 理事長）
組合では、被災した組合員企業やそこに勤務する従業員、その家族のために食料品や生活必需品を逸早く被災地に提供した。	組合では、震災から間もない 3 月 16 日～21 日の期間、6 回にわたり延べトラック 13 台分に相当する支援物資を被災地に提供した。

～ Q & A コーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Q & A 形式で紹介。

(質問)

Q 1. 書面通知が困難な壊滅地域や避難地域において、総会（総代会）の開催通知の通知先、通知方法は、定款どおりにしなければならないでしょうか。

(回答)

A 1. 組合法第 50 条により、総会（総代会）の開催通知先は、組合員名簿記載の住所に宛てて送付していれば通知義務上はよいとされ、通常は、定款により「書面を各組合員に発してするものとする。」としていることから、書面で行うことが必要となります。

なお、総会の成立上必要があれば、むしろ書面による通知は、所在地住所への送付や避難所で手渡しするなどの対応が求められます。

また、組合員名簿の記載住所に所在していないことが明らかであり、かつ避難して行方のわからない、または連絡の取れない組合員（総代）にあっては、組合員名簿に記載されている住所に招集通知を送付すれば足り、通知が実際に届かなかったとしてもやむを得ないものと解されます。

(質問)

Q 2. 平成 23 年度の通常総会に提出する事業計画・収支予算は、この震災等による影響を現時点で見積もることは困難であるので、この対応はどのようにすべきでしょうか。例えば、総会に事業計画・収支予算を提出しないことでも構わないでしょうか。

(回答)

A 2. 事業計画・収支予算は総会に提出する必要があります。平成 23 年度においては、事業計画に盛り込める事項はできる限り盛り込み、計画を全く立てることが困難な事項については、事業計画・収支予算に盛り込めなかったとしてもやむを得ないケースがありうると考えます。

なお、総会に付議した事業計画に著しい乖離が生じた場合は、臨時総会を開催して事業計画・収支予算の見直しを議決することになります（組合法第 51 条第 1 項第 3 号）。

いずれにしても、組合運営に当たっては、固定資産の損壊等による損失や人件費を含めた固定費の支払等を考慮した資金計画の策定は必要になります。また、事業計画についても、被害状況や市場動向を推定し、おおよその収支計画を策定しておく必要があります。

景況は先行き不安が増大(平成 23 年 3 月)

〈全体の概要〉

3 月は、3.11 に発生した東日本大震災により、各業種とも直接被災または間接的に大きなダメージを受けている。前月まで一進一退で推移していた景況は急激に悪化している。

中小企業の景況は、燃料不足や資材・部品の調達難による操業度の低下、買い控えなど消費減退による売上減、資金繰りの悪化など、震災の影響が深刻であり、先行き不安が増大している。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ 漬物製造業

震災前は通常の荷動き。震災後、経済は大停滞。観光は大打撃を受け、土産品が売れず死活問題。

◆ パン製造業

組合員の被災で、学校給食が提供できるかどうか。被災工場分を内陸部で対応すること等を検討。

◆ 酒類製造業

組合員の被害甚大。軽微な蔵元でも燃料不足で操業できなかったが、復興に向けて動き始めている。

◆ 一般製材業

復旧資材と仮設住宅部材の発注はあるが、製材工場が被害を受けており先行き不透明である。

◆ 木材チップ製造業

製紙各社が被災し休業状態。復旧が長期化することで運転資金不足、従業員雇用の維持が懸念される。

◆ 生コンクリート製造業

沿岸の出荷減少。内陸も燃料不足で出荷できず。

◆ 砕石製造業

ガソリン・軽油不足で操業が落ちた。また、建設業の仕事の中止及び延期、新規契約もストップした。

◆ 鋳鉄铸件製造業

震災により鋳型が倒壊したため生産稼働率 50%に。国内向け铸件製品生産(上下水道関係売上)が増加。

◆ 金属製品製造業

物流の停止は、原材料や副資材の流通を止め、工場の稼働率を縮小させた。資金繰りの悪化を懸念。

◆ 一般機械器具製造業

材料や燃料の調達に時間がかかり通常の生産ができず、一時操業停や減産した企業もある。

◆ 水産物卸売業

震災で物流がストップ、産地も大きな被害を被り品薄状態が続いた。

◆ 野菜・果実小売業

天候不順による高値相場。震災後は極度の品薄、買いだめ等の行為が発生し、かつてない販売状況。

◆ 食肉小売業

停電・燃料不足・過度の自粛等で飲食店やホテル等からの発注がなく経営を圧迫している。

◆ 自転車小売業

燃料不足で自転車売上増加するも、在庫不足。

◆ 自動車小売業

新車の生産中止・補給部品の未着・輸送の停止等、加えてユーザーの被災により悲惨な状況である。

◆ 商店街(久慈市・盛岡市・一関市)

全ての業種で、買い控え等により売上不振。

◆ 旅館業

業界が芳しくないところに震災、直接・間接被害により大打撃を受け、先行き不安な状況。

◆ 旅行業

震災以後、予約はほとんど取り消し、修学旅行の延期等、資金繰りに不安定要素を抱える。

◆ 自動車整備業

売上大幅ダウン。部品の供給も回復せず悪化傾向。

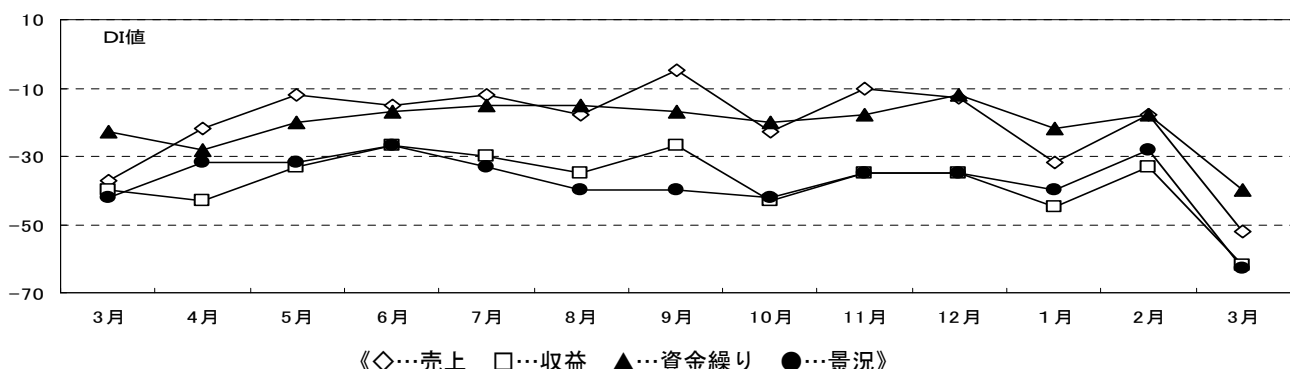
◆ 建物サービス業

震災で新年度の契約事務に影響が出ている。

◆ 電気工事業

仕事量は地域的・企業毎に偏在。震災後、公共事業は取りやめ、民需はなく先行き是不透明。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D I の推移グラフ (H22 年 3 月～H23 年 3 月) ●



6月の震災対応移動中央会の開催日程

下記日程にて開催を予定しております。

<宮古・山田地区>

第1回 平成23年6月 9日(木) 12:30~16:30

第2回 平成23年6月16日(木) 12:30~16:30

① 宮古会場 (協)宮古市魚菜市場 2階会議室

② 山田会場 山田町商工会 2階会議室

<釜石・大槌地区>

第1回 平成23年6月 3日(金) 12:30~16:30

第2回 平成23年6月17日(金) 12:30~16:30

① 釜石会場 釜石地区合同庁舎 4階大会議室

② 大槌会場 大槌町役場中央公民館 談話室

<大船渡・陸前高田地区>

第1回 平成23年6月 7日(火) 12:30~16:30

第2回 平成23年6月28日(火) 12:30~16:30

① 大船渡会場 サンリア 2階会議室

② 陸前高田会場 陸前高田商工会仮事務所内会議室

岩手県中央会・東北地方太平洋沖地震義援金の募集

本会では、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災された会員組合及び組合員等の復興を支援するため、「岩手県中央会・東北地方太平洋沖地震義援金」を募集している。概要は以下のとおり。

「岩手県中央会・東北地方太平洋沖地震義援金」

① 義援金 1口 10,000円(1口以上)

② 振込先 岩手銀行県庁支店 普通 No.1070796 岩手県中小企業団体中央会
(義援金専用口座。賛同の場合は、上記金融機関に振込)

◆主要日誌◆(4月1日~4月30日)

◎中央会主催事業

- 4/12 監査会
- 4/13 移動中央会釜石地区(第1回)
- 4/14 移動中央会宮古地区(第1回)
- 4/15 移動中央会大船渡地区(第1回)
- 4/20 移動中央会釜石地区(第2回)
- 4/21 移動中央会宮古地区(第2回)
- 〃 第1回理事会
- 4/22 移動中央会大船渡地区(第3回)
- 4/26 移動中央会釜石地区(第3回)
- 4/27 移動中央会大船渡地区(第3回)
- 4/28 移動中央会宮古地区(第3回)

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 4/25 東日本大震災復興会議
- 4/26 岩手県産学官連携連絡会
- 4/27 第1回貸付審査委員会
- 〃 全国健康保険協会岩手県支部評議会
- 4/28 中小企業向け支援施策説明会